

各種補助事業のご案内

環境保全型農業直接支援制度

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（緑肥作付、堆肥施用、有機農業など）に取り組む場合に、交付金による直接支援を行う制度です。

この制度では、食品安全、環境保全、労働安全等の取組（国際水準GAP）を実施する農業者2人以上のグループでの申請が基本となります。自ら団体を設立し、活動計画作成、交付金の収入・支出など事務を行う必要があります。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）

※旧：融資主体補助型経営体育成支援事業

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む）が融資等を受け農業用機械などを導入する際、農水省の交付金による支援を行う事業です。

経営上の成果目標を設定し、目標達成まで毎年の進捗管理と報告を行う必要があります。また、事業実施のためには、国の採択ポイントによる判定で、基準点を超える必要があります（ポイントとなる項目についてはお問い合わせください）。

交付金額：事業費の3/10以内（上限300万円）



農業用ハウス強靱化緊急対策事業

近年の局所的な豪雨、台風、大雪などの被害に備え、被害防止技術研修会の開催や農業用ハウスの補強、防風ネットの設置などを支援することで災害による農業用ハウスの被害を防止していく事業です。事業要件として今後10年以上使用する施設であること、当該ハウスを対象として農業保険法に基づく園芸施設共済等に加入済み、もしくは加入することが必要となります。

交付金額：被害防止技術研修会 定額

既存ハウスへの補強、防風ネットの設置 事業費の5/10以内

札幌市農業基盤整備事業

国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、札幌の農業生産振興に寄与する農業者等に、予算の範囲内で以下の事業区分で助成をする事業です。

毎年多数の申請があり、お問い合わせから事業実施までに期間を要します。

- 土地基盤整備事業……………農道・用排水施設等の新設・改良、農地造成、災害防止など
- 地区活性化推進事業……………研修会の開催、加工施設の整備、地区活性化計画策定経費など
- 地場生産型施設整備事業……………雨よけハウス及び付帯施設の導入、予冷庫の導入など
- 環境保全型機械施設整備事業…堆肥切り返し用機械及び散布機械、剪定枝粉碎機の導入など
- 有害鳥獣対策事業……………農作物被害対策用電気柵の導入など
- その他市長が適当と認めた事業

※4つの制度とも、対象となる事業内容や、区域、補助率などに違いがあります。詳細は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

札幌市農業支援センター農産係 Tel.011-787-2220